

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委託業務名	庁舎本館冷温水発生機Bリフレッシュ整備業務委託
委託業務場所	大津市御陵町
概要	庁舎本館冷温水発生機Bの機能回復・維持のための分解整備作業
契約期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	25,300,000円
契約の相手方	[所在地] 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 [名称] 株式会社日立ビルシステム 関西支社
契約相手方の選定理由	本業務は、設置後、25年経過し、部品の劣化が進行している庁舎本館に設置の冷温水発生機Bの機能改善・維持を図るために部品の取替を含むリフレッシュ整備を実施するものである。当該業者は、当該機器の製造業者の系列会社で、当該機器のメーカー保守点検及び修理等を専門業務としており、当該機器についても当該業者と保守契約を締結している。当該業務については、当該機器の機能・品質の保持に密接に関わる業務で既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に業務させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備であることから、本設備の製造業者の系列の保守専門業者である当該業者と随意契約を締結するものである。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。